

令和3年9月1日  
財 務 部  
生活文化政策部  
保健福祉政策部  
都市整備政策部  
教育委員会事務局

## 世田谷区債権管理重点プラン（平成30～令和3年度）推進状況について

### 1 主旨

区では、平成30年度から令和3年度までの4カ年の債権管理重点プランを策定し、収納率の向上と収入未済額の縮減に向けて取り組んでいる。このたび、令和2年度における実績が確定したため、取り組み成果と今後の取り組みに関する状況を「世田谷区債権管理重点プラン（平成30～令和3年度）推進状況」として取りまとめたので報告する。

### 2 内容

別紙冊子「世田谷区債権管理重点プラン(平成30～令和3年度)推進状況」のとおり。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和3年 9月 区民公表（区ホームページに掲載）

**世田谷区債権管理重点プラン**  
**(平成30～令和3年度)**  
**推進状況**

令和3年9月

世 田 谷 区

1	債権管理重点プランの基本的な考え方	……P 1
2	令和2年度における債権の状況	……P 2 ~ 5
3	令和2年度の主な取組み実績	……P 6 ~ 8
4	令和3年度 of 取組み	……P 9 ~ 10
5	債権ごとの取組み	……P 11 ~ 31

## 1 債権管理重点プランの基本的な考え方

債権管理重点プランの基本的な考え方は、以下の5項目である。この基本的な考え方を柱とした各種の取組みを図る。

### (1) 現年分徴収の徹底

現年分の徴収の成果が、その後の滞納繰越額の増減に直結することから、現年分収納率の向上を目指し、目標数値の達成に全力をあげる。

### (2) 滞納整理の強化

公法上の債権については、より効率的な督促・催告の実施や財産調査、差押等の滞納整理の強化を図る。私法上の債権については、司法的手段を講じることも含めてその履行確保に努める。

### (3) 収納事務の改善

期限内納付による収納率向上に向け、口座振替やコンビニ収納などの利用促進を図るとともに、多様な収納方法の実現に向け、検討を進める。

### (4) 職員の専門性の向上と債権管理体制の強化

専門研修の充実、各債権管理所管課が持つノウハウの庁内共有化などにより、職員の専門性を向上させるとともに、民間事業者の活用も含めた債権管理体制の強化を進める。

### (5) 制度運用の適正化

財産調査により、資力がないと判断した場合等、法令等に基づく滞納処分の執行停止等の納付緩和措置を適切に行う。

保険料賦課、貸付金の貸付等の制度運用について、引き続き、その適正化を進める。

## 2 令和2年度における債権の状況

### (1) 概況

区では、平成30年度から令和3年度までの向こう4ヵ年にわたる債権管理重点プランを策定し、さらなる収納率の向上と収入未済額の縮減に向け、取り組んできた。

令和2年度決算における区の保有する全債権にかかる収入未済額は、約107億円で、前年度と比べ、約10億円の減となり、債権管理重点プランに掲げる9債権の収入未済額の総額においても、前年度と比べ減となった。

### (2) 区の保有する全債権（会計区分ごと）にかかる収入未済額の前年度比較

（単位：千円）

会計区分	令和元年度(a)	令和2年度(b)	増減額(b)-(a)
一般会計	5,346,229	5,129,583	△216,646
国民健康保険事業会計	5,480,189	4,849,580	△630,609
後期高齢者医療会計	320,135	257,223	△62,912
介護保険事業会計	458,405	383,944	△74,461
学校給食費会計	34,386	39,267	4,881
合計	11,639,343	10,659,598	△979,745

（△はマイナスを表す）

### (3) 令和2年度 区の保有する全債権にかかる収入未済額内訳

（単位：円）

会計名称	款名称等		債権名	収入未済額
一般会計	特別区税	特別区民税	特別区民税	2,917,397,082
		軽自動車税	軽自動車税	38,126,963
	財産収入	財産運用収入	土地貸付	409,992
	諸収入	貸付金返還金	奨学資金等貸付金返還金	60,601,956
			女性福祉資金貸付金返還金（利子含）	48,271,522
			区民生活事業資金貸付金返還金	14,646,335
			応急小口資金貸付金返還金	30,024,074
			母子及び父子福祉応急小口資金貸付金返還金	8,834,300
			中小企業振興事業資金貸付金返還金、福祉奨学資金等貸付金返還金、災害応急援護資金貸付金返還金（利子含）	5,012,674
		生活保護費	生活保護費	1,622,670,441
	児童手当等返還金	児童手当等返還金	20,043,810	
違約金・賠償金	奨学資金等貸付違約金、契約違約金、前払金返還利息、賠償金、区広報板破損に伴う損害賠償金	4,335,692		

(単位：円)

会計名称	款名称等	債権名	収入未済額	
一般会計	諸収入	利用者負担金	自立支援給付利用者負担金	4,039,790
		参加料・利用料	福祉緊急対応、ひとり親・養育困難家庭、成年後見制度、高齢者トワイライトステイモデル事業（緊急雇用創出事業）、次大夫堀公園自然体験農園事業、中学校土曜講習会	8,161,688
		その他 返還金・戻入金等	心身障害者福祉手当・福祉手当過払い金	3,123,780
			学童クラブ間食費	545,000
			行旅病人死亡人、移動支援サービス返還金等	4,673,192
		緊急・一時保育料	区立保育園（緊急、一時）保育料	839,225
		住宅共益費、住宅利用料	子育てファミリー住宅共益費、特定公共賃貸住宅共益費、区立地域優良賃貸住宅共益費	1,191,000
		納付金	非常勤職員社会保険料	866,057
		光熱水費等負担金	桜丘区民センター、在宅復帰施設（烏山）、上北沢ホーム、特養老人ホーム	1,441,567
		原状回復工事費	原状回復工事費	3,340,440
		使用料相当額弁償金	使用料相当額弁償金	6,784,480
		保育園給食費	区立保育園入所者給食費収入	6,426,360
	分担金 及負担金	保育所費	保育園保育料	209,613,202
		老人福祉施設費	養護老人ホーム入所者負担金	1,217,372
		児童保護費	入院助産入所者負担金	296,200
		児童福祉施設等費	児童福祉施設等入所者負担金	3,821,600
	使用料 及手数料	公的住宅	区営住宅使用料（共益費含）	62,812,622
			特定公共賃貸住宅（基金）使用料、子育てファミリー住宅使用料、区立地域優良賃貸住宅使用料	19,695,427
		区民センター、地区会館等	けやきネット施設使用料	5,983,780
		高齢者住宅	高齢者集合住宅使用料	1,550,940
		幼稚園	区立幼稚園保育料	2,138,350
		民生施設	高齢者在宅サービスセンター（開放分）、奥沢福祉園使用料、在宅復帰施設（烏山）使用料、障害者緊急一時保護（なかまっち）使用料、身体障害者自身体験ホーム使用料、児童館、池之上青少年交流センター使用料	254,746
		教育施設	新BOP（学童クラブ）利用料	8,842,450
		公園施設	公園有料施設料	664,520
		けやきネット手数料	けやきネットシステム登録手数料	884,500

(単位：円)

会計名称	款名称等		債権名	収入未済額
国民健康保険事業会計	国民健康保険料	国民健康保険料	国民健康保険料	4,753,477,097
	諸収入	第三者納付金	第三者行為損害賠償金等	10,270,460
		返納金	無資格受診等返還金等	85,832,836
後期高齢者医療会計	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	257,222,681
介護保険事業会計	保険料	介護保険料	介護保険料	351,990,524
	諸収入	返納金	居宅介護サービス給付費	14,144,544
		加算金	居宅介護サービス給付金	6,637,817
		雑入	居宅介護サービス給付費	10,982,689
高額介護サービス費	188,629			
学校給食費会計	給食費	給食費収入	学校給食費	39,267,418
合 計				10,659,597,824

## (4) 債権管理重点プランに掲げる9債権の収入未済額等の前年度比較

債権管理重点プランに掲げる9債権の令和2年度における収入の現況と前年度の収入未済額及び収納率を比較し、その増減を示したものが下記の表1～3である。

## 収入未済額の前年度との比較(表1)

(単位：千円)

債権	令和元年度(a)	令和2年度(b)	増減(b)-(a)
特別区民税	3,312,706	2,917,397	△395,309
国民健康保険料	5,353,410	4,753,477	△599,933
介護保険料	411,947	351,991	△59,956
後期高齢者医療保険料	320,135	257,223	△62,912
保育園保育料	69,407	209,613	140,206
生活保護費	1,517,911	1,622,670	104,759
奨学資金貸付金	70,467	60,602	△9,865
区営住宅使用料	78,583	62,813	△15,770
学校給食費	34,386	39,267	4,881
合計	11,168,952	10,275,053	△893,899

(△はマイナスを表す)

現年分と滞納繰越分における収入未済額の前年度との比較（表2）

（単位：千円）

債権	現年分			滞納繰越分		
	令和元年度 (a)	令和2年度 (b)	増減 (b)-(a)	令和元年度 (a)	令和2年度 (b)	増減 (b)-(a)
特別区民税	1,537,364	1,193,342	△344,022	1,775,342	1,724,055	△51,287
国民健康保険料	3,295,868	2,639,346	△656,522	2,057,542	2,114,131	56,589
介護保険料	219,459	183,350	△36,109	192,488	168,640	△23,848
後期高齢者医療保険料	221,521	154,932	△66,589	98,614	102,290	3,676
保育園保育料	22,715	163,965	141,250	46,692	45,647	△1,045
生活保護費	279,105	292,048	12,943	1,238,806	1,330,622	91,816
奨学資金貸付金	3,573	3,031	△542	66,894	57,571	△9,323
区営住宅使用料	10,933	5,628	△5,305	67,650	57,185	△10,465
学校給食費	20,223	13,454	△6,769	14,163	25,813	11,650

※端数処理の関係で合計額が表1と一致しない場合がある。

（△はマイナスを表す）

収納率の前年度との比較（表3）

（単位：%）

債権	現年分			滞繰分			計		
	令和元 年度(a)	令和2 年度(b)	増減 (b)-(a)	令和元 年度(a)	令和2 年度(b)	増減 (b)-(a)	令和元 年度(a)	令和2 年度(b)	増減 (b)-(a)
特別区民税	98.8	99.1	0.3	37.7	35.8	△1.9	97.1	97.4	0.3
国民健康保険料	87.6	89.5	1.9	34.8	32.9	△1.9	78.8	79.9	1.1
介護保険料	98.7	98.9	0.2	16.3	21.4	5.1	96.6	97.0	0.4
後期高齢者医療保険料	98.2	98.8	0.6	41.9	55.0	13.1	96.7	97.7	1.0
保育園保育料	99.5	92.0	△7.5	29.0	24.4	△4.6	98.3	89.8	△8.5
生活保護費	36.6	45.9	9.3	3.5	4.1	0.6	11.5	15.1	3.6
奨学資金貸付金	91.0	90.5	△0.5	16.3	15.7	△0.6	40.7	39.0	△1.7
区営住宅使用料	98.0	99.0	1.0	15.6	19.1	3.5	87.2	89.1	1.9
学校給食費	99.2	99.4	0.2	26.8	24.1	△2.7	98.6	98.3	△0.3

（△はマイナスを表す）

収入未済額を表1により前年度と比較すると、6つの債権（特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、奨学資金貸付金、区営住宅使用料）においてそれぞれ減少した。次に、表2により収入未済額を現年分と滞納繰越分に分けた前年度比較では、各債権の現年分の収入未済額は、7つの債権（特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、奨学資金貸付金、区営住宅使用料、学校給食費）においてそれぞれ減少した。

また、表3により現年分収納率の前年度比較を見ると、7つの債権（特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、生活保護費、区営住宅使用料、学校給食費）で、それぞれ前年度を0.2～9.3ポイントの範囲で上回った。合計の収納率は、6つの債権（特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、生活保護費、区営住宅使用料）がそれぞれ前年度を0.3～3.6ポイントの範囲で上回った。

### 3 令和2年度の主な取組み実績

債権を管理する所管課では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対し、減免、徴収猶予制度等を活用するなど、個々の状況に応じた丁寧な対応を行い、収納率向上及び収入未済額縮減に努めた。国民健康保険料は、口座振替原則化を開始し、来庁時及び加入時に勧奨強化を行った。また、介護保険課では、電話催告センターにおける納付勧奨の効率化を図った。

#### (1) 口座振替利用促進と納付機会の拡大

安定した納付につながる口座振替の利用の促進をはじめ、コンビニ収納、スマートフォン等を活用したモバイルレジによる収納やキャッシュカードを活用した口座振替受付サービスの利用を促進するとともに、新たな納付方法として電子マネー決済の導入に向けた具体的な検討・準備を進めた。また、平成29年度から利用を開始したインターネット上でのクレジットカードを利用した納付は、利用件数が増加している。

##### ① コンビニ収納利用件数割合の推移（過去5年）

（単位：％）

債 権	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
特別区民税 ※普通徴収分	44.3	50.3	44.9	48.2	47.3
軽自動車税	68.5	68.0	68.8	67.8	69.1
国民健康保険料 ※普通徴収分	40.9	40.6	41.0	41.0	39.2
介護保険料 ※普通徴収分	34.3	34.9	39.9	33.5	37.1
後期高齢者医療保険料 ※普通徴収分	3.0	14.3	16.4	18.2	22.3

##### ② モバイルレジ収納の利用件数の推移（過去5年）

（単位：件数）

債 権	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
特別区民税	2,526	2,303	2,272	3,821	7,092
軽自動車税	319	247	332	371	754
国民健康保険料	1,812	1,728	1,870	2,611	4,603
介護保険料	78	102	143	236	465
後期高齢者医療保険料	6,194	29,988	35,821	40,254	52,583

※後期高齢者医療保険料については、コンビニ収納の件数を含む

##### ③ キャッシュカードを活用した口座振替受付サービスの新規登録件数の推移（過去5年）

（単位：件数）

債 権	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
特別区民税	92	100	96	116	123
国民健康保険料	581	667	700	822	1,447
介護保険料	31	27	23	21	23

##### ④ インターネット上でのクレジットカードを利用した納付の利用件数の推移（開始年度から）

（単位：件数）

債 権	平成29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
特別区民税	7,074	12,270	17,182	19,946
軽自動車税	847	1,365	1,832	2,476
国民健康保険料	4,624	8,485	11,990	14,251

## (2) 電話催告センターの活用

特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、保育園保育料、区営住宅使用料、学校給食費において、電話催告センター等を活用した。この取組みは、主に滞納初期の未納について、スピーディーにそのお知らせと納付勧奨を行い、滞納額累積による徴収困難者の発生を未然に防ぐことを狙いとし、電話催告システム等を活用し、効率的な電話催告を行っている。また、電話催告センターの運営については、民間事業者に委託しており、事業者の有する電話催告のノウハウ等を区の債権回収に活用した。

### 〔参考〕電話催告センターについて

電話催告センターの運営は民間事業者に委託しており、架電は、区役所納税課事務室内、保育認定・調整課 別館事務室で行っている。土曜、日曜も催告を実施しており、架電時間はそれぞれ、納税課事務室内からは午前 9 時から午後 5 時の間（指定した日は、午後 8 時の間）、保育認定・調整課 別館事務室からは午後 6 時から午後 8 時の間である。電話催告センターの業務体制は、業務責任者、副業務責任者、電話催告員で構成しており、1 日あたり、平均 5 名体制で行っている。

## (3) 滞納整理の強化と公売の実施

過去 5 年の滞納整理の件数の推移は、下記表のとおりとなった。

### 滞納整理の推移

(単位：件)

債権 (年度)	差押				
	平成 28	29	30	令和元	令和 2
特別区民税	7,011	7,628	5,823	4,863	3,745
国民健康保険料	2,191	1,821	1,762	1,703	591
介護保険料	(6)	(4)	7	7	1
後期高齢者医療保険料				6	16

※介護保険料の差押件数は、29年度までは交付要求、30年度以降は差押、差押予告の件数である。

債権 (年度)	公売					搜索				
	平成 28	29	30	令和元	令和 2	平成 28	29	30	令和元	令和 2
特別区民税	1	1	0	0	1	3	5	0	1	4
国民健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後期高齢者医療保険料										

### 〔参考〕

#### ・差押について

特定の有体物又は権利について、私人の事実上・法律上の処分を禁止し、確保することをいう。

#### ・公売について

差し押さえている不動産や動産等を、入札等の方法により売却する制度のことをいう。

#### ・搜索について

財産調査の一環として、滞納者の所有物又は居住その他の場所につき差し押さえるべき財産の発見等のため立ち入って直接調査することをいう。

#### (4) 職員の専門性の向上

債権管理研修を実施し、ノウハウや知識の向上と業務改善の視点を持った職員の育成に取り組んだ。

##### ①債権管理研修

2日間に渡り延べ69名が出席した。研修の内容としては、東京弁護士会自治体等法務研究部の弁護士を講師として、自治体債権管理における債権の意義から私法上の債権における司法手続きに至るまで、債権管理における基礎知識の習得に努めた。

##### ②納税課内研修（中級）

3日間に渡り延べ39名が参加した。例年、納税課主催の研修に滞納処分の規定がある公法上の債権（国民健康保険料、介護保険料）を担当とする職員も参加し、ノウハウの共有化を図っていたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、納税課のみで実施した。

#### (5) 私法上の債権における履行確保の強化

再三の催告にもかかわらず、正当な理由もなく支払いに応じない私法上の債権の債務者に対して、公平性・公正性の見地から法的手続きによる履行の確保を図るべく、弁護士に委任し、その整理・回収を図った。

令和2年度においては、区営住宅使用料、奨学資金貸付金、学校給食費の3債権、計113件を委任し、次年度に継続した案件を含め、債権の一括弁済又は分納の合意等により約5割の案件が支払いに応じている。

一方、多重債務等の問題を抱える債務者に対しては、弁護士が有する多重債務の専門的なノウハウに基づく納付相談を行い、適宜、法テラス等による債務整理につなぐなど、債務者の生活再建を考慮した対応を行った。

#### 〔参考〕公法上の債権と私法上の債権の違いについて

公法上の債権には、特別区民税をはじめとして、国民健康保険料、介護保険料、保育園保育料等がある。特別区民税においては、地方税法に滞納処分に関する規定があり、また、それ以外の債権についても、それぞれの根拠とする法律に「国税又は地方税の滞納処分の例を準用する」旨の規定があり、その履行を確保するために区が自ら強制徴収をする手段が認められている（強制徴収公債権）。それに対して、強制徴収が認められていない公法上の債権と、私法上の債権である区営住宅使用料、学校給食費、各種の貸付金等は、滞納者が自ら弁済しない限り、裁判所の力によらないで、区が独力で強制徴収することはできない。

## 4 令和3年度の取組み

### (1) 適正な債権管理の推進

債権を担当する全所管課に対し、債務者との交渉記録や督促・催告の記録など、日常における債権管理の必要性を改めて周知するとともに、債権管理研修等で得た知識を職場全体で活用できる仕組みづくりや法令等に基づく適切な納付緩和措置の実施について推進していく。また、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大による各種債権への影響、猶予や減免等の制度・政策について、債権管理連絡会を通じて、情報の共有を図る。

#### 〔参考〕世田谷区債権管理連絡会について

世田谷区が有する債権について、全庁的な取組みによって、適正な債権管理とより一層の徴収強化を図っていくための連絡、調整等を行うことを目的として設置されている。また、世田谷区における債権管理の推進を図ることを目的として、部長級による世田谷区債権管理委員会が設置されている。

### (2) 徴収体制の強化

債権管理連絡会等を通じて、引き続き所管を超えた連携により、収入未済額を減らす取組みについて検討していく。また、より効率的で効果的な徴収・収納事務に向けた体制のあり方について、公債権と私債権を一元化して徴収している自治体や、民間事業者を活用している自治体について調査研究を行う。

### (3) 電話催告センター等の活用

特別区民税、国民健康保険料、介護保険料、保育園保育料、区営住宅使用料、学校給食費については、引き続き電話催告センター等を活用し、現年分徴収の徹底を進めていく。その他の債権についても、導入効果を見極めながら検討していく。

### (4) 私法上の債権に係る履行確保の強化

再三の催告にも関わらず正当な理由もなく納付をしない場合は、弁護士に納付交渉を委任する。交渉した結果、公平性・公正性の見地から看過することができない案件については、議会への手続きを経た上で司法的手段による対応を図る。

### (5) 滞納整理におけるノウハウの共有化

強制徴収を行うことができる公法上の債権（特別区民税、国民健康保険料、介護保険料など）を担当する所管課を対象に、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、Zoomでの研修を実施するなど、引き続きノウハウの共有化を図る。また、私法上の債権においても、債権管理研修などを通じて、職員の知識やノウハウの蓄積に努める。

### (6) 生活保護債権の発生抑制

生活保護費に係る返還金等については、自立支援の視点をもちつつも、適切な債権管理を進める必要がある。生活保護費は、受給者の持つ資産や能力を活用した上で、補足的に給付されるものであり、生活保護債権は、決定時などにおいて調査が及ばず、資力があるにもかかわらず、本来、給付すべき金額に比して多く給付されたものである。そ

ここで、生活保護給付費に対する債権の発生抑制を着実にを行うため、生活保護受給者への収入申告等のきめ細やかな指導、迅速な返還金の請求処理などに向け、引き続き、事務改善等を行う。

#### (7) 口座振替の利用促進と納付機会の拡大

安定した納付につながる口座振替や、特別区民税、国民健康保険料、介護保険料などで行っているコンビニ収納やスマートフォン等を活用したモバイルレジによる収納、キャッシュカードを活用した口座振替受付サービスについて利用を促進していく。

また、電子マネー決済については、国のガイドラインに則り、本事業の安全性の確保を確認し、実施する。

マルチペイメント等による収納については、国のマイナポータルを活用した納付の運用状況を鑑みながら検討を継続する。

#### [参考] マルチペイメントについて

マルチペイメント（マルチペイメントネットワーク MPN）とは、各種の料金・税金などの収納を行う収納企業・公共団体と各種金融機関をつなぐネットワークをいう。マルチペイメントを導入すると、利用者は、ATM やパソコン、スマートフォン等から税金、国民健康保険料、各種の料金などの支払いを行うことができ、そのデータは、収納企業・公共団体と金融機関へ即座に反映される。

## 5 債権ごとの取組み

債権ごとの取組みは、14ページ以降のとおりである。

### (1) 対象の債権

区が保有する債権は多岐にわたるため、主な公法上の債権（①～⑥）及び多額の収入未済がある私法上の債権（⑦～⑨）を対象としている。なお、個票作成の対象外となる債権についても、債権管理連絡会等を通して債権管理に関する知識やノウハウを共有し、この取組みの主旨に沿って債権管理の強化を図っている。

【公法上の債権】	【私法上の債権】
①特別区民税 [強制徴収公債権] (財務部納税課)	⑦奨学資金貸付金 (子ども・若者部子ども育成推進課)
②国民健康保険料 [強制徴収公債権] (保健福祉政策部国保・年金課、保険料収納課)	⑧区営住宅使用料 (都市整備政策部住宅管理課)
③介護保険料 [強制徴収公債権] (高齢福祉部介護保険課)	⑨学校給食費 (教育委員会事務局学校健康推進課)
④後期高齢者医療保険料 [強制徴収公債権] (保健福祉政策部国保・年金課)	
⑤保育園保育料 [強制徴収公債権] (保育部保育課、保育認定・調整課)	
⑥生活保護費 [強制・非強制徴収公債権] (保健福祉政策部生活福祉課、総合支所生活支援課)	

### (2) 取組み状況一覧の見方

① 対象とする債権ごとに、以下の内容で構成した。

- ・ 収納の現況（推移、目標及び実績）
- ・ 令和2年度実績に対する評価
- ・ 目標実現に向けた取組み（取組み内容と実績）

② 用語の説明

- ・ 現年分とは、当該年度に新たに調定をたてて収入すべき金額を表し、滞繰（滞納繰越）分とは、前年度以前に収入すべき金額が収入されず、年度を越えて滞納されている金額を表す。
- ・ 調定額とは、法令又は契約等に基づき調査・決定した収入予定額をいう。
- ・ 収納率（％）＝収入済額÷調定額
- ・ 不納欠損額とは、債権回収が不可能となり、会計上欠損処理された金額をいう。
- ・ 収入未済額＝調定額－（収入済額＋不納欠損額）＋還付未済額

### <注意>

- 収納の現況の推移における表中の数値は、各年度の決算時点での数値を使用している。原則として表示単位未満を四捨五入しているため、表示の数値を用いた計算結果と、結果欄に表示の数値が一致しない場合がある。
- 目標における収入額及び収入未済額については、策定時点での推計のため、対象数の増減等により変動することがある。
- 滞納者数は、現年分と滞納繰越分の滞納者数の合計を表す。同一人を、現年分と滞納繰越分の両方で数えている場合（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）がある。
- 決算上の数値から還付未済額を差引いた値を収入済額として用いている場合（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）がある。